

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (穴川、吉田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

当地区は、亀岡市の中央部に位置する地域で、主に犬飼川の両岸に農地が広がっており、水田面積48haの2/3で水稻を作付けしている。農地については、吉田地区内(天田・曾我の庄・前河原)等で過去に小規模な基盤整備事業を実施しているが、変形でないものの少反別が多い未整備田が多く存在するとともに、大型農機の使用に適した農道、良好な用水路でないため、効率的な農業経営が困難な状況である。

地区内には、(農)吉田とその他個人の認定農業者が営農を行っているが、その他に大規模な経営体が存在しておらず、地区外からの担い手が耕作する他は、個人農家が農地を守っている状態である。また、一部の集落では、農家組合組織が耕作者不在農地の水稻耕作を引継ぐほか、状況によっては耕作放棄地とならないように雑草処理などの管理も行っている。

【課題】

農業者の高齢化が進む中、集落内での人口減少も進んでおり、後継者不在・未定の農地が増加していることから、農地を守る新たな担い手の確保が課題である。

また、地域内の農地の耕作をはじめ、作業受託や保安全管理を担う農家組合をはじめとした集落営農組織の構成員も等しく高齢化し不足していくことが考えられることから、組織の安定的、継続的な運営体制の構築が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻を主要作物として、可能な限り営農を継続するとともに、農地の集積・集約化を進める。一方で、野菜等の高収益作物や実需者から要望のある作物の栽培の検討するとともに、実需者との直接取引やふるさと納税返礼品への出品など、地区内農産品による収益向上を目指す。

また、農地の有する多面的機能の維持できる農地管理を行うとともに、今後の集落の存続問題として全住民での話し合いを進め、地域農業をコミュニティの活性化や健康保持に活用できるよう検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60.16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

亀岡農業振興地域整備計画に定める「農用地区域農地」

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農意向のある耕作者の農地を隣接する耕作者をはじめ、拡大意向のある認定農業者・集落営農組織等の担い手に対して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では具体的な取り組みの予定はないが、農作業の効率化を図るため、継続して検討を続ける。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めるとともに、地区内外の認定農業者・集落営農組織等の担い手の確保等を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
吉田地区内では、既に基幹3作業等の作業を集落営農組織に、ドローン等による防除作業を農業支援サービス事業体に委託している。今後、作業の効率化が期待できる作業があれば、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③地域の農地の保全管理するためには、限られた人材で効率的な農業を目指すことが重要であり、作業の省力化・効率化に向けて、補助金等の支援制度を活用してスマート農業の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業の該当農地においては、取組組織と連携し、適切な農地の維持管理を行う。